

## 箱根町景観施策の推進に係るSNS運用要領

### 1 目的

この要領は、箱根町景観計画に基づき、町の豊かで美しい自然景観、歴史性・地域性豊かな魅力ある景観を保全・形成するために、景観施策の共通認識を図るべく、様々な媒体を使用して町民に情報提供に努めているものであるが、これをさらに拡充推進するため、フェイスブックを始めとするSNSを活用し、箱根町内の景観に関する様々な情報を、迅速に発信し、広く伝えるため、その運用にあたり必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 アカウント情報等

#### (1) フェイスブック

- ① アカウント名：箱根町景観だより
- ② FaceBook ページ URL：<http://www.facebook.com/hakonekeikan/>

#### (2) インスタグラム

- ① アカウント名：箱根町景観フォト
- ② ID：@hakonekeikan

### 3 運用管理責任者

箱根町環境整備部都市整備課長

### 4 運用者

箱根町環境整備部都市整備課員

### 5 対応時間

原則として開庁時間内に、運用管理責任者の許可のもと、運用者が必要に応じて不定期に掲載する。

### 6 禁止事項

利用者が各アカウントに投稿するにあたり、次の各号に掲げるコメントを禁止し、運用管理責任者がこれらに該当すると判断した場合は、利用者に断ることなくコメントを削除することができる。

- (1) 箱根町又は第三者を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける内容
- (2) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいするなど、個人のプライバシーを侵害する内容
- (3) 政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する内容
- (4) わいせつな表現など公序良俗又は法令等に反し、又はその恐れのある内容
- (5) 箱根町又は第三者の著作権、肖像権、その他の権利を侵害する内容
- (6) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させる内容
- (7) 箱根町情報公開条例及び箱根町個人情報保護条例に抵触する内容
- (8) その他運用管理責任者が不適切と判断した内容

## 7 コメント等に対する返信及び回答

利用者からのコメントに対しては、原則として返信及び回答は行わないもの。

## 8 著作権及び知的財産権

各アカウントにて掲載している個々の情報(文章、写真、イラストなど)に関する著作権及び知的財産権は箱根町または箱根町以外の原作者に帰属する。また、私的利用のための複製又は引用等著作権法上認められた行為を除き、箱根町に無断で転載等を行うことはできないものとする。なお、SNS上のシェア及びインタフェース連携する他メディアへの情報同期についてはこの限りでない。

## 9 免責事項

箱根町は、各を通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、有用性等の保証は一切しないものとし、掲載された当該情報に起因して利用者または第三者に損害が生じたとしても、箱根町は一切責任を負わないものとする。

## 10 その他

この運用要領に定めがない事項については、運用管理責任者が適切な判断をすることとする。

## 11 附則

(1) この運用要領は、平成31年2月1日から施行する。

(2) 箱根町景観フェイスブックページ運用要領(平成28年10月14日施行)は、廃止する。